

「恭仁宮跡(山城国分寺跡)」の『特別史跡』の指定(答申)について

令和7年12月19日(金)、加茂町瓶原地域に所在する「史跡恭仁宮跡(山城国分寺跡)」が、国の文化審議会から、有形文化財でいうところの『国宝』にあたる『特別史跡』に指定する答申がなされました。今後、国の官報告示の手続きを経て、正式に決定されます。

全国では66件目(古代の遺跡としては27件目)、京都府内では鹿苑寺(金閣寺)庭園、慈照寺(銀閣寺)庭園、醍醐寺三宝院庭園に次ぐ4件目の指定で、京都市外では初めての指定です。

「恭仁宮跡」は奈良時代に都となり、その間に「国分寺・国分尼寺建立の詔」や「墾田永年私財法」が発せられるなど、日本の歴史を語るうえで大変重要な役割を担った舞台で、古から地域で護り継承されてきた豊かな歴史的・文化的遺産に対し、このうえない価値が認められました。

改めて今後、この国内有数の貴重な文化財が、地域はもとより関係の皆様にとって、大切な歴史教材やふるさと学習教材となるとともに、市内外を問わず多くの皆様方が、貴重な「歴史・文化」を体感いただける場となるよう、一層の整備・活用を図ります。

【特別史跡指定(答申)概要】

聖武天皇によって天平12年(740)に平城京から遷都された宮都。平城京から大極殿や回廊が移築されるなど、本格的な遷都であった。結果的に3年3箇月で難波宮へと遷都され、平城遷都後に大極殿は山城国分寺の金堂(こんどう)として施入される。都であった短い期間には国分寺建立の詔や墾田永年私財法など、その後の歴史を大きく左右する施策が次々と打ち出され、古代宮都の変遷やあり方を伝えるきわめて重要な遺跡である。

(参考：京都府内の事例)

- ・鹿苑寺(金閣寺)庭園<大正14年史跡・名勝指定、昭和31年特別史跡・特別名勝指定>
- ・慈照寺(銀閣寺)庭園<大正14年史跡・名勝指定、昭和27年特別史跡・特別名勝指定>
- ・醍醐寺三宝院庭園<昭和2年史跡・名勝指定、昭和27年特別史跡・特別名勝指定>



↑ 恭仁宮跡の風景(秋)

加茂支所の掲示(本庁ほかでも掲示) →

